○内閣府令第

号

銀 行法 (昭和五十六年法律第五十九号)第二条第二十一項及び第十二条の二第二項 (信用金庫法 昭昭 和二

十六年法律第二百三十八号) 第八十九条第一 項及び協同 組合による金融事業に関する法律 (昭 和二十 应 年法

律第百八十三号) 第六条第一 項にお į١ て準 用する場合を含む。 信用金庫法第 八十五 条の四 第二項 並 びに

協 同 組合による金融事業に関する法律第六条の五の二第二項の規定に基づき、 銀行法施行規則等 の一部を改

正する内閣府令を次のように定める。

令和六年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

(銀行法施行規則の一部改正)

第 条 銀行法施行規則 (昭和五 十七年大蔵省令第十号)の一部を次のように改正する。

次 \mathcal{O} 表により、 改正 前 欄 に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正 後欄 に掲 げる規定

の傍線を付した部分のように改め、 改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後

(電子決済等代行業に該当しない行為)

第一条の三の三 を取得して行うものを除く。 者に係る識別符号等 号及び第三十四条の六十四の十一において同じ。) から当該預金 をいう。 行為は、 て識別するために用いる符号その他の情報をいう。 役務の提供に際し、その役務の提供を受ける者を他の者と区別し に掲げる行為については、預金者 以下この条、次条、第三十四条の六十四の九第三項第 次に掲げる行為とする。ただし、 法第二条第二十一項に規定する内閣府令で定める (銀行が、電子情報処理組織を利用して行う (同項第一号に規定する預金者 第一号から第四号まで 以下同じ。) 第一

- う法第二条第二十一項第一号に掲げる行為 一 預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行
- 三、頂食者による国、地方公共団体、虫気庁攻長し重川長(平戈二条第二十一項第一号に掲げる行為二、預金者による当該預金者に対する送金を目的として行う法第二、預金者による当該預金者に対する送金を目的として行う法第
- 二 預金者による国、地方公共団体、独立行政法人通則法(平成二 預金者による国、地方公共団体、独立行政法人通則法(平成十五年法律第百三号)第二条第一項に規定する大学共同利用機規定する国立大学法人、同条第三項に規定する大学共同利用機規定する国立大学法人、同条第三項に規定する大学共同利用機関法人又は地方独立行政法人法(平成十五年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人、同条第一項に規定する独立行政法人、同条第一項に規定する独立行政法人通則法(平成

改正前

電子決済等代行業に該当しない行為)

その役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別するために用 る。ただし、 行為は、 五号において同じ。)を取得して行うものを除く。 いる符号その他の情報をいう。 六十四の十一において同じ。 (銀行が、 次条、 条の三の三 預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行 第三十四条の六十四の九第三項第一号及び第三十四条の 同項第一号に掲げる行為であつて、 電子情報処理組織を利用して行う役務の提供に際し、 預金者(同号に規定する預金者をいう。以下この条 法第二条第二十一)から当該預金者に係る識別符号等 第三十四条の六十四 項に規定する内閣府令で定め 次に掲げるものとす の九第四]項第

- 一 預金者による当該預金者に対する送金を目的として行う行為う行為
- として行う行為 関法人又は地方独立行政法 規定する国立大学法人、同条第三項に規定する大学共同利用 国立大学法人法 (平成十五年法律第百十二号) 第二条第一項に規定する地方独立行政法人に対する支払を目 預金者による国、 一年法律第百三号) 地方公共団体、 第二条第一項に規定する独立行政法人、 人法 (平成十五年法律第百十 独立行政法人通則 第二条第一項に 法 -八号) (平成 的 機

兀 う法第 により行う媒介を除く。 取引を行うことの指図 手方に対するこれらの契約に係る債務の履行のみを目的として 「相手方等」という。 る方法に係る契約を締結しているもの 先立つて、 当該相手方又は当該契約の締結の媒介 預金者による商品の売買契約又は役務の提供に係る契約の 一条第二十 同号の銀行と当該相手方等との間で当該履行に用 項第 (当該指図の内容のみを含む。)を業とする者 が当該契約に基づく取引に付随して行 号に掲げる行為であつて、 (以下この号において (当該履行に係る為替)の伝達 当該行為 相

Ŧī. 委託 二第三項に規定する関連法人等をいう。 けるものに限る。 項に規定する子法人等をいう。)及び関連法人等 以下この章及び次章において同じ。)がその属する法人等集団 (一の法人等並びに当該法人等の子法人等 、 う。 項第二号に規定する預金者等の委託 法人等 (その各段階において当該法人等集団に属する法人等が受)に属する他の法人等である預金者又は法第二条第二十 (令第四条第一項第)を含む。)を受けて行う同項各号に掲げる 一号ロに規定する法人等をいう。 (二以上の段階にわたる 以下同じ。 (令第四条の二第二 (令第四条の の集団を

> 兀 う行為であつて、 により行う媒介を除く。 取引を行うことの指図 手方に対するこれらの契約 「相手方等」という。 号の銀行と当該相手方等との間で当該履行に用いる方法に係 当該相手方又は当該契約 預金者による商品 当該行為に先立つて、 の売買契約又は役務 (当該指図 が当該契約に基づく取引に付随 を業とする者 の締 に係る債務 結 一の内容 \mathcal{O} 媒 介 0) 法第 のみを含む。 履 0) (以下この号に (当該履行に係る為 行 提 供に 0 一条第 みを目的 係る契 $\overline{+}$ の伝 において にして行 とし 約 項 \mathcal{O} 替 第 達 て 相

[号を加える。]

る契約を締結しているも

(外国における預金等の受入れを内容とする契約の締結の 代理等

第十条の二 委託等の 届出 略

 \mathcal{O}

行為

第十条の二 同 上

 \mathcal{O}

委託等の

届出

(外国における預金等の受入れを内容とする契約

の締

結

0

代理等

株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有されている他 等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等をいい の法人等をいう。 同項各号に規定する「子会社等」とは、 前項第四号に規定する「親会社等」とは、 この場合において、子会社等が保有する議決権 親会社等によりその総 他 の法人等の総株主

2

2

前項第四号に規定する「親会社等」とは、

他 0)

法人等

(令第四

3 略

は、

当該子会社等の親会社等が保有する議決権とみなす。

(電子決済等代行業者との連携及び協働の推進に係る措置)

第十三条の六の十二 決済等代行業者をいう。以下この条において同じ。)との連携及 決済等代行業者(第三十四条の六十四の七第二項に規定する電子 たときも、同様とする 利用その他の方法により公表しなければならない。これを変更し び協働に係る方針を決定し、遅滞なく、これをインターネットの 銀行は、次に掲げる事項について定めた電子

係る電子決済等代行業を営むことができる体制のうち、 ら当該利用者に係る識別符号等を取得することなく当該銀行に 電子決済等代行業者がその営む電子決済等代行業の利用者か 電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針 法第一

備を行うかどうかの別及びその理由並びに当該整備を行う場合

当該整備の完了を予定する時

条第二十一項第一号に掲げる行為を行うことができるものの

他の法人等をいう。 主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等をい 条第一項第一号ロに規定する法人等をいう。 権 総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有されている は、 前項各号に規定する「子会社等」とは、 当該子会社等の親会社等が保有する議決権とみなす。 この場合において、 子会社等が保有する議 親会社等によりその 以下同じ。 の総株

3 同上

[条を加える。]

予定する時期でその理由並びに当該整備を行う場合には、当該整備の完了をびその理由並びに当該整備を行う場合には、当該整備の完了をげる行為を行うことができるものの整備を行うかどうかの別及二前号に規定する体制のうち、法第二条第二十一項第二号に掲

別その他の当該整備に係るシステムの構築に関する方針用及び保守を自ら行うか、又は第三者に委託して行わせるかの四 前二号に規定する整備を行う場合には、システムの設計、運

る業務を行う部門の名称及び連絡先五 当該銀行において電子決済等代行業者との連携及び協働に係

討するに当たつて参考となるべき情報 六 その他電子決済等代行業者が当該銀行との連携及び協働を検

を営むことができるよう、体制の整備に努めなければならない。業者がその営む電子決済等代行業の利用者から当該利用者に係る業者がその営む電子決済等代行業の利用者から当該利用者に係る。銀行は、電子決済等代行業者との間で法第五十二条の六十一の

(特定関係者との間の取引等を行うやむを得ない理由等)

るやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。 第十四条の八 法第十三条の二ただし書に規定する内閣府令で定め

[略]

して有する場合(当該外国銀行が所在する国において当該銀行二 当該銀行が外国銀行を当該銀行の子法人等又は関連法人等と

第十四条の八 [同上] (特定関係者との間の取引等を行うやむを得ない理由等)

同上

令第四条の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。一 当該銀行が外国銀行を当該銀行の子法人等又は関連法人等(

れがあること。

中立を得ない事由があるときに限る。)において、当該銀行がやむを得ない事由があるときに限る。)において、当該銀行がが支店その他の営業所を設置することができないことについてが支店その他の営業所を設置することができないことについて

[略] [三·四略]

2

備考 表中の []の記載は注記である。

三・四 同上]

2

同上

(信用金庫法施行規則の一部改正)

第二条 信用金庫法施行規則 (昭和五十七年大蔵省令第十五号)の一部を次のように改正する。

の傍線を付した部分のように改め、 改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

次の表により、

改正後

(信用金庫電子決済等代行業に該当しない行為)

第九十九条の二 行うものを除く。 ために用いる符号その他の情報をいう。 に際し、その役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別する 別符号等 び第百七十条の二の十において同じ。)から当該預金者に係る識 金者をいう。以下この条、次条、第九十九条の四第二項第一号及 までに掲げる行為については、預金者 める行為は、 (金庫が、 次に掲げる行為とする。ただし、 法第八十五条の四第二項に規定する内閣府令で定 電子情報処理組織を利用して行う役務の提供 (同項第一号に規定する預 以下同じ。)を取得して 第一号から第四号

- う法第八十五条の四第二項第一号に掲げる行為 預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行
- 八十五条の四第二項第一号に掲げる行為二 預金者による当該預金者に対する送金を目的として行う法第

改正前

信用金庫電子決済等代行業に該当しない行為

第九十九条の二 別するために用いる符号その他の情報をいう。 の提供に際し、その役務の提供を受ける者を他の者と区別して識 係る識別符号等 する預金者をいう。 とする。ただし、 八第三項第五号において同じ。)を取得して行うものを除く。 める行為は、 一号及び第百七十条の二の十において同じ。 う行為 預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行 同項第一号に掲げる行為であつて、 法第八十五条の四第二項に規定する内閣府令で定 (金庫が、 預金者 以下この条、 (法第八十五条の四第二項第一号に規定 電子情報処理組織を利用して行う役務 次条、 第九十九条の四第二)から当該預金者に 第百七十条の二 次に掲げるもの 一項第

一 預金者による当該預金者に対する送金を目的として行う行為

第二条第一項に規定する地方独立行政法人に対する支払を目 関法人又は地方独立行政法人法 規定する国立大学法人、 国立大学法人法 +として行う行為 一年法律第百三号) 預金者による国、 (平成十五年法律第百十二号) 地方公共団体、 第二条第一項に規定する独立行政法人、 同条第三項に規定する大学共同利用 (平成十五年法律第百十 独立行政法人通則法 第二条第一項に -八号) (平成 的 機

兀 行為に先立つて、 う法第八十五条の四第二項第一号に掲げる行為であつて、 により行う媒介を除く。 取引を行うことの指図 手方に対するこれらの契約に係る債務の履行のみを目的として 「相手方等」という。) 当該相手方又は当該契約の締結の媒介 預金者による商品の売買契約又は役務の提供に係る契約の 同号の金庫と当該相手方等との間で当該履行 (当該指図の内容のみを含む。) の伝達)を業とする者 が当該契約に基づく取引に付随して行 (以下この号において (当該履行に係る為替 当該 相

五 法人等(令第十一条第一項第一号口に規定する法人等をいう 法人等(令第十一条第一項第一号口に規定する法人等である預金者又は法第八十五条の四第二項第二 する他の法人等である預金者又は法第八十五条の四第二項第二 たる委託(その各段階において当該法人等の集団をいう。)に属 たる委託(その各段階において当該法人等集団(一の法人等並び たる委託(その各段階において当該法人等集団(一の法人等並び が受けるものに限る。)を含む。)を受けて行う同項各号に掲 が受けるものに限る。)を含む。)を受けて行う同項各号に掲 が受けるものに限る。)を含む。)を受けて行う同項各号に掲 が受けるものに限る。)を含む。)を受けて行う同項各号に掲 が受けるものに限る。)を含む。)を受けて行う同項各号に掲 が受けるものに限る。)を含む。)を受けて行う同項各号に掲 が受けるものに限る。)を含む。)を受けて行う同項各号に掲 が受けるものに限る。)を含む。)を受けて行う同項各号に掲 が受けるものに限る。)を含む。)を受けて行う同項各号に掲 が受けるものという。

(信用金庫電子決済等代行業者との連携及び協働の推進に係る措

置

電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針を決定し、遅滞第百十二条の五。金庫は、次に掲げる事項について定めた信用金庫

兀 項第 う行為であつて、 により行う媒介を除く。 取引を行うことの指図 手方に対するこれらの契約に係る債務の履行のみを目的として 「相手方等」という。 当該相手方又は当該契約の締結の 預金者による商品 一号の金庫と当該相手方等との間で当該履行に用いる方法 当該行為に先立つて、 の売買契約又は役務の提供に係る契約 (当該指図の内容のみを含む。) の伝達 が当該契約に基づく取引に付随)を業とする者 媒介 法第八十五条の (以下この号において (当該履行に係る為替)四第二 配して行 \mathcal{O} 相

[号を加える。]

に係る契約を締結しているもの

に用いる方法に係る契約を締結しているもの

[条を加える。]

ければならない。これを変更したときも、同様とする。なく、これをインターネットの利用その他の方法により公表しな

一 信用金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方

五条の七第一項に規定する同意をするかどうかの別 当該金庫が信用金庫であるときは、当該信用金庫が法第八十

一 信用金庫電子決済等代行業者がその営む信用金庫電子決済等代行業の利用者から当該利用者に係る識別符号等を取得することなく当該金庫に係る信用金庫電子決済等代行業を営むことができる体制のうち、法第八十五条の四第二項第一号に掲げる行為を行うことができるものの整備を行うかどうかの別及びその当地での当該金庫電子決済等代行業者がその営む信用金庫電子決済等

了を予定する時期 別及びその理由並びに当該整備を行う場合には、当該整備の完に掲げる行為を行うことができるものの整備を行うかどうかの四 前号に規定する体制のうち、法第八十五条の四第二項第二号

別その他の当該整備に係るシステムの構築に関する方針用及び保守を自ら行うか、又は第三者に委託して行わせるかの五 前二号に規定する整備を行う場合には、システムの設計、運

協働に係る業務を行う部門の名称及び連絡先六 当該金庫において信用金庫電子決済等代行業者との連携及び

その他信用金庫電子決済等代行業者が当該金庫との連携及び

七

協働を検討するに当たつて参考となるべき情報

2 金庫は、信用金庫電子決済等代行業者との間で法第八十五条の5 金庫は、信用金庫電子決済等代行業を営むことができるよう、体制の整備に努めなければなあことなく当該金庫又は同項の信用金庫に係る識別符号等を取得することなく当該金庫又は同項の信用金庫に係る識別符号等を取得するとなく当該信用金庫電子決済等代行業者がその営む信用金庫電子決済等代行業者との間で法第八十五条の6 金庫は、信用金庫電子決済等代行業者との間で法第八十五条の

(当該同一人自身を合算子法人等とする法人等に準ずる者)

第百十三条の三 令第十一条第一項第一号ロに規定する内閣府令で 語、 という。 則 子法人等 十八号。 をいう。)であつて、 身 下この条において同じ。 定する者をいう。 定める者は、 人等の親会社 一項第一号において同じ。 (昭和三十八年大蔵省令第五十九号。 (連結財 様式及び作成方法に関する規則 以 下 (令第十一条第二項に規定する合算子法人等をいう。 (務諸表提出会社に限る。) を合算子法人等とする法人 第八条第三項に規定する親会社をいい、 会社である同一人自身 「連結財務諸表規則」という。)第二条第一号に規 (財務諸表等の用語、 以下この条、 連結財務諸表提出会社)とする連結財務諸)である者又は当該同一人自身を合算 次条第一号及び第百十三条の五第 様式及び作成方法に関する規 (昭和五十一年大蔵省令第二 (同項に規定する同一人自身 以下 表提出会社である法 「財務諸表等規則」 (連結財務諸表の 当該同一人自 以 用

(当該同一人自身を合算子法人等とする法人等に準ずる者

第百十三条の三 十八号。 1 語、 人等 下この条において同じ。 定する者をいう。 をいう。)であつて、 定める者は、 子法人等 の親会社 . う。 項第一号において同じ。 昭 様式及び作成方法に関する規則 和三十八年大蔵省令第五十九号。 同 以 下 条第 第八条第三項に規定する親会社をい (令第十一条第二項に規定する合算子法人等をいう。 (財務諸表等の 会社である同一人自身 「連結財務諸表規則」 令第十一条第一項第 項第 以下この条、 号 連結財務諸表提出会社 口 用語、 とする連結財 に規定する法人等 である者又は当該同一人自身を合算 次条第一号及び第百十三条の 様式及び作成方法 という。 一号ロに規定する内閣 (昭和五 (同項に規定する同 以下 務諸表提出 「財務 をい 十一年大蔵省令 (連結財務諸 第一 当 諸 Ď 一条第一 表等 該 に関する規 会社である法 同 規 人自 号に規 府令 人自 則 表 五. 第 0 以 身 則 第 用 身

備考 表中の []の記載は注記である。		等を除く。)とする。
	を除く。)とする。	(連結財務諸表提出会社に限る。)を合算子法人等とする法人等

(協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正)

第三条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則 (平成五年大蔵省令第十号) の一部を次のように改

正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

の傍線を付した部分のように改め、 改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改 正 前
(信用協同組合電子決済等代行業者との連携及び協働の推進に係	
る措置)	
第四十九条の五 信用協同組合等は、次に掲げる事項について定め	[条を加える。]
た信用協同組合電子決済等代行業者(第百十条の四第一項に規定	
する信用協同組合電子決済等代行業者をいう。以下この条におい	
て同じ。)との連携及び協働に係る方針を決定し、遅滞なく、こ	
れをインターネットの利用その他の方法により公表しなければな	
らない。これを変更したときも、同様とする。	
一 信用協同組合電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基	
本方針	
二 当該信用協同組合等が信用協同組合であるときは、当該信用	
協同組合が法第六条の五の五第一項に規定する同意をするかど	
うかの別	
三 信用協同組合電子決済等代行業者がその営む信用協同組合電	
子決済等代行業の利用者から当該利用者に係る識別符号等(第	
百十条の二ただし書に規定する識別符号等をいう。次項におい	
て同じ。)を取得することなく当該信用協同組合等に係る信用	
協同組合電子決済等代行業を営むことができる体制のうち、法	
第六条の五の二第二項第一号に掲げる行為を行うことができる	
ものの整備を行うかどうかの別及びその理由並びに当該整備を	
行う場合には、当該整備の完了を予定する時期	

了を予定する時期 別及びその理由並びに当該整備を行う場合には、当該整備の完 に掲げる行為を行うことができるものの整備を行うかどうかの 画 前号に規定する体制のうち、法第六条の五の二第二項第二号

五 前二号に規定する整備を行う場合には、システムの設計、運五 前二号に規定する整備を行う場合には、システムの設計、運五 前二号に規定する整備を行う場合には、システムの設計、運五 前二号に規定する整備を行う場合には、システムの設計、運五 前二号に規定する整備を行う場合には、システムの設計、運五 前二号に規定する整備を行う場合には、システムの設計、運

の信用協同組合に係る信用協同組合電子決済等代行業を営むことにようとするときは、当該信用協同組合電子決済等代行業の五の五第一項又は第六条の五の五第一項又は第六条の五の五第一項の契約を締結にようとするときは、当該信用協同組合電子決済等代行業者がその当が信用協同組合等は、信用協同組合電子決済等代行業者との間で係る識別符号等を取得することなく当該信用協同組合等との連携及び協働を検討するに当たって参考となるべき情報等との連携及び協働を検討するに当たって参考となるべき情報

2

う。)であって、連結財務諸表提出会社(連結財務諸表の用語、る者は、会社である同一人自身(同項に規定する同一人自身をい第五十条の二 令第三条第一項第一号ロに規定する内閣府令で定め(当該同一人自身を合算子法人等とする法人等に準ずる者)

ができるよう、

体制の整備に努めなければならない。

(当該同一人自身を合算子法人等とする法人等に準ずる者)

う。) であって、連結財務諸表提出会社(連結財務諸表の用語、る者は、会社である同一人自身(同項に規定する同一人自身をい第五十条の二 令第三条第一項第一号口に規定する内閣府令で定め

以下 等 社をいい、 する法人等をいう。 において同じ。 る者をいう。 及び作成方法に関する規則 \mathcal{O} 様式及び作成方法に関する規則 合算子法人等とする法人等を除く。)とする。 二第五号に 号において同じ。)である者又は当該同一人自身を合算子法 (令第三条第二項に規定する合算子法人等をいう。 以 下 財 ?務諸表等規則」という。 「連結財務諸表規則」という。)第二条第一号に規定す 当該同一人自身 おいて同じ。 以下この条、)とする法人等 以下この条 次条第一号及び第五十条の四第 (連結財務諸表提出会社に限る。 (昭和三十八年大蔵省令第五十九号。 の親会社 (令第三条第一項第一号 (昭 次条 第八条第三項に規定する親会 和五十一年大蔵省令第二十八 (財務諸表等の用語、 第五十七条及び第百十条 以下この条 口に規定 一項 様式 を 第

第百十条の二 三項第五号において同じ。 するために用いる符号その他の情報をいう。 提供に際 等 者をいう。 百十条の二十六において同じ。 でに掲げる行為については、 る行為は、 (信用協同 (信用協同組合等が、 以下この条、 組合電子決済等代行業に該当しない行為 次に掲げる行為とする。 その役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別 法第六条の五の二第二項に規定する内閣府令で定め 次条、 電子情報処理組織を利用して行う役務 預金者 を取得して行うものを除く 第百十条の四第二項第一号及び第 から当該預金者に係る識別符号 ただし (同項第 第百十条の二十四 第 号に規定する預 一号から第四号ま 第 \mathcal{O} 金

> 親会社 号。 号。 様式及び作成方法に関する規則 す 等 様式及び作成 に る者をいう。 を合算子法人等とする法人等を除く。)とする。 る法人等をいう。 おいて同じ。 号において同じ。 (令第三条第二項に規定する合算子法人等をいう。 以 下 以 下 をいい、 財 連 以下この条、 務諸表等規則」という。 結財務諸表規則」 方法に関する規則)とする法人等 当該同 以下同じ。 である者又は当該同 人自身 次条第 という。 (令第三条第 (連結財 (昭和三十八年大蔵省令 昭 の親会社 号及び第五十条の 和 Ŧī. 務諸表提 第八条第三項に規定する + 第二条第一 (財務諸表等 年大蔵 人自身を合算子法 項 出 第 省 号口 号に規定 1令第1 社 以下この 兀 第五 第 . О 限る。 用 に + 語 規 項 九 定 第

第百十 する。 役務 別符号等 及び第百十条の二十六において同じ。 る行為は、 T る預金者をいう。 ·四第 識 -条の二 の提供に際 別 ただし、 するため 三項第五号に (信 同項第 用協同組合等が、 法第六条の五の二 に用 預金者 Ļ 以下この条、 一号に掲げる行為であ におい その役務の提供を受ける者を他の者と区 いる符号その他の (法第六条の五 て同じ。 次条、 一第二項に規定する内 電子情報処理 を取得して行うも 情報をいう。 第百十条の四第二項第一 0 から当該 一第 て 組 項 織 次に掲げるもの 感を利用 預 第 閣府 第百十条の二 金 者に 号に規定 令で して行う .係 る識 . 別 定

信用協同組合電子決済等代行業に該当しない行為

う法第六条の五の二第二項第一号に掲げる行為 預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行

六条の五の二第二項第一号に掲げる行為 一 預金者による当該預金者に対する送金を目的として行う法第

Ξ

三 預金者による国、地方公共団体、独立行政法人通則法(平成三 預金者による国、地方公共団体、独立行政法人通則法(平成十五年法律第百三号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する独立行政法人、同条第三項に規定する大学共同利用機規定する国立大学法人、同条第三項に規定する独立行政法人、同条第一項に規定する独立行政法人、同条第一項に規定する独立行政法人通則法(平成三 預金者による国、地方公共団体、独立行政法人通則法(平成三 預金者による国、地方公共団体、独立行政法人通則法(平成三 100元)

四 預金者による商品の売買契約又は役務の提供に係る契約の相四 預金者による商品の売買契約又は役務の提供に係る契約の相手方等」という。)が当該契約に基づく取引に付随して行により行う媒介を除く。)を業とする者(以下この号においてにより行う媒介を除く。)を業とする者(以下この号においてにより行う媒介を除く。)を業とする者(以下この号においてにより行う媒介を除く。)を業とする者(以下この号においてにより行う媒介を除く。)を業とする者(以下この号においてが当該履行に用いる方法に係る契約に基づく取引に係る契約の相当、資金者による商品の売買契約又は役務の提供に係る契約の相四 預金者による商品の売買契約又は役務の提供に係る契約の相四 預金者による商品の売買契約と当該履行に用いる方法に係る契約を締結しているもの

う行為 一預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行

一 預金者による当該預金者に対する送金を目的として行う行為

として行う行為 第二条第一項に規定する地方独立行政法人に対する支払を目 関法人又は地方独立行政法人法 規定する国立大学法人、 国立大学法人法 十一年法律第百三号)第二条第一 預金者による国、 (平成十五年法律第百十二号) 地方公共団体、 同条第三項に規定する大学共同利用機 (平成十五年法律第百十八号) 項に規定する独立行政法人、 独立行政法 第二条第一項に 1人通則 法 (平成 的

兀 項 第 用いる方法に係る契約を締結しているもの う行為であって、 により行う媒介を除く。 取引を行うことの指図 手方に対するこれらの契約に係る債務の履行のみを目的として 「相手方等」という。) 当該相手方又は当該契約の締結の媒介 預金者による商品の売買契約又は役務の提供に係る契約 一号の信用協同組合等と当該相手方等との 当該行為に先立って、 (当該指図の内容のみを含む。) の伝達 が当該契約に基づく取引に付随して行)を業とする者(以下この号において 法第六条の五の二第二 (当該履行に係る為替 間で当該履行に 0 相

[号を加える。]

Ŧī.

等の子法人等及び関連法人等の集団をいう。

)に属する他の法

法人等がその属する法人等集団(一の法人等並びに当該法人

人等である預金者又は法第六条の五の二第二項第二号に規定す

を受けて行う同項各号に掲げる行為
その各段階において当該法人等集団に属する法人等が受けるも
(二以上の段階にわたる委託

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、 令和六年七月九日から施行する。

(銀行の電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する内閣府令等の廃止)

第二条 次に掲げる府令は、 廃止する。

銀行の電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する内閣府令 (平成二十九年内閣府令第

三十一号)

二 信用協同組合及び信用協同組合連合会の信用協同組合電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方

針に関する内閣府令(平成二十九年内閣府令第三十二号)

三 信用金庫及び信用金庫連合会の信用金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する内

閣府令 (平成二十九年内閣府令第三十三号)

「電子決済等代行業者との連携及び協働の推進に係る措置等に関する経過措置)

第三条 この府令の施行前に公表された前条の規定による廃止前の銀行の電子決済等代行業者との連携及び

び協 後 協 \mathcal{O} 働 働 に係る方針に関する内閣 銀 行法 に係る る方針 施 行 規則第十三条の六 は、 こ の 府令 府令第二条各号に掲げる事項について定めた電子決済等代行業者との \mathcal{O} 施行の 0 十 二 一第 日 (以 下 項 \mathcal{O} 規定により公表され 施 行 日 という。 た同 にお 項 7 \mathcal{O} · て 第 方針とみなす。 条 *(*) 規定 ょ る改一 連 携及 正

2 用 信 決済等代行業者との 金庫 用 この 金 庫法 電子 府 令の 施行規則第百十二条の 決済等代行業者との 施 行 前 連 に公表され 携及び 協 連 働 た前 渡及び に 五. 第一 条の 係る方針 項の規定により公表された同項の方針とみなす。 協働に係る方針 規定による廃 に関する内閣 止 は、 前 府 \mathcal{O} 施行 信用 令第二条各号に掲げる事 金庫 日において第二条の規定による改 及び)信用· 金庫 連合会 項 E **つ** 0 1 信 て定 用 金 É め 庫 後 た信 電 子 \mathcal{O}

3 協 定による改正後 て定めた信用 同 この 組 府令の施行前に公表された前条の規定による廃止前 合電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針 協 \mathcal{O} 協 同 同 組合電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針は、 組 合による金融事 業に関する法律施 行 に関する内閣府令第二条各号に掲げる事 の信用協同 規則第四十九条の五第 組合及び信用協 施行日において第三条 項の規定により公表 同 組 合連合会の信用 項 Ê \mathcal{O} 規 0

(罰則に関する経過措置)

され

た 同

項の

方針、

とみなす。